



豊岡市学校施設整備計画

(学校統合関連部分抜粋)

平成 28 年 3 月

豊岡市教育委員会

目 次

1	学校施設整備計画策定の趣旨	・ ・ ・ ・ 1
2	現状と課題	・ ・ ・ ・ 2
	(1) 吊り天井等落下防止対策	
	(2) 経年による学校施設の老朽化	
	(3) 児童生徒数の推移	
3	学校施設整備計画	・ ・ ・ ・ 3
	(1) 計画期間	
	(2) 基本的な整備方針	
	ア 吊り天井等落下防止対策	
	イ 老朽化対策	
	(ア) 老朽化対策の実施時期	・ ・ ・ ・ 4
	(イ) 事業量・事業費の縮減	
	(ウ) 小規模校における下限の目安	・ ・ ・ ・ 5
	(エ) 下限の目安に達した場合の施設整備	・ ・ ・ ・ 6
	(オ) その他	
	(3) 事業別整備計画	
	ア 吊り天井等落下防止対策事業	
	イ 老朽化対策事業	・ ・ ・ ・ 7
4	学校統合等留意事項	・ ・ ・ ・ 10
5	附属資料	・ ・ ・ ・ 11

- b 耐震補強工事済の施設は、基本的な整備内容が大規模改造と同程度と認められる場合、大規模改造は行わず、次期施設整備区分は、建築後 50 年程度での「長寿命化改修」とする。

(ウ) 小規模校における下限の目安

学校では、児童生徒が集団の中で互いに学び合うことを通じ、社会性や規範意識を身に付けさせることが重要であり、そのためには「一定集団規模の確保とバランスのとれた教職員集団の配置が望ましい。」とされ、法令では、標準学級数は「12 学級以上 18 学級以下」、学級編制基準は「小学校第 1 学年は 35 人、第 2 学年以上と中学校は 40 人」と規定している。

この適正規模は本市における学校規模の現状と今後の推移・推測から大きくかけ離れ、さらに、市民の居住地が広範囲となる地理的・地域的特性から見ると、実状とあわないと考える。一方で、児童生徒数だけを根拠としてこの適正規模に到達することは目指さないとしても、小規模校では教育的課題が生じやすいため、下限の目安は必要であると考えます。

審議会では、学校規模における教育的課題の改善や今後の児童生徒数の推移を踏まえ、小学校では現行と同じく「全ての学年が複式学級にならない規模」、中学校ではクラス替えが可能な「全ての学年が複数学級編制を保てる最小限の規模」を最優先事項として見直しの検討決定がなされている。この答申を踏まえ、小規模校における下限の目安を次のとおり設定する。

なお、この下限の目安は、老朽化施設における整備区分の目安と位置付けている。

- ① 小学校：全ての学年が複式学級にならない児童数（50 人程度）
② 中学校：全ての学年が複数学級となる生徒数（120 人程度）

[注 意]

- ・上記の児童生徒数は、特別支援学級に在籍する児童生徒数を含めた学校全体の人数とする。
- ・中学校の下限の目安は、学級編制基準が 40 人の場合、41 人になると 2 学級編制（20 人と 21 人）となる考えに基づき 120 人程度とする。

[参 考]

- ・標準学級数：学校教育法施行規則
- ・学級編制基準：公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律

(エ) 下限の目安に達した場合の施設整備

計画期間内に下限の目安に達し、かつ、その後もその状態が継続すると予測される学校の施設整備については、原則として大規模改造、長寿命化改修、改築などの大規模な施設整備は実施せず、安全安心な教育環境を維持するために必要な修繕等管理的整備を行う。

なお、プールなどの付属施設の整備についても、老朽化施設の整備方針に則して実施する。(P9 表3参照)

①現時点で下限の目安まで減少し、その後も減少が予測される学校

小学校	港西・中竹野・竹野南・八代・静修・寺坂・高橋（7校）
中学校	港・城崎・竹野・日高西・但東（5校）

②現在は該当しないが、将来的に該当すると予測される学校

小学校	奈佐・港東・資母（3校）
-----	--------------

※予測期間は、計画期間と同一とする。

(オ) その他

大規模な施設整備を行う場合は、建築時の状態に戻すだけでなく、財政状況を勘案したうえで、空調設備など時代のニーズに対応した施設への転換についても考慮を進める。

さらに、豊岡市が進める小中一貫教育の動きと連携した施設整備となるよう総合的に検討する。

(3) 事業別整備計画

ア 吊り天井等落下防止対策事業

主な対策事業	H28年度	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34～H37年度
吊り天井等落下防止対策	※H27年度計画の11校						
上記以外の落下防止対策			※大規模改造等に併せ実施				

◇計画の進行状況等により、見直しや変更を行う場合がある。

平成27年度	平成28年度	平成29年度
中筋小 屋内運動場 662 m ²	港西小 屋内運動場 712 m ²	八条小 屋内運動場 756 m ²
田鶴野小 屋内運動場 754 m ²	府中小 屋内運動場 717 m ²	五荘小 第2屋内運動場※ 49 m ²
竹野南小 屋内運動場 828 m ²	三方小 屋内運動場 870 m ²	日高小 屋内運動場 945 m ²
—	資母小 屋内運動場 533 m ²	但東中 武道場 285 m ²

※一部が吊り天井

4 学校統合等留意事項

本市においては、市民の居住地が広範囲であり地理的・地域的特性から見ると、児童生徒数だけを根拠とした学校統合は子どもへの教育環境・条件の保障の観点から必ずしも望ましいとは言えない。

しかしながら、小規模校では、集団の中で多様な考え方に触れる機会や学びあいの機会が少なくなりやすいなど教育的課題が生じやすい状況にあると考える。

このため、子ども同士で多様な学び合いができる学校のあり方や、新しい教育システム（小中一貫教育）を効果的に進めるための学校のあり方について保護者や地域住民とともに検討していく必要があると考える。

そこで、学校統合の話題が出れば、学校統合についても保護者や地域住民とともに検討していくものとする。

なお、学校は地域の拠点としての機能もあるため、地域性への配慮なども必要であり、学校統合の検討を進める場合は次の考え方を基本とする。

〔小学校〕

- ・同一中学校区内での統合を優先して検討する。
- ・通学距離、通学時間等は可能な限り短くなるよう検討する。

〔中学校〕

- ・少なくとも各地域に1校は存続させるよう検討する。